

# 市有財産に関する民間提案制度

(楽田児童センター2階有効活用)

## 【募集要項】

令和3年11月

犬山市



# 民間提案制度募集要項(楽田児童センター2階有効活用)

## 1. 募集目的

犬山市では、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、各地区に児童センターを設置しています。また、児童センターでは、地域活動クラブなどの子育て支援ボランティアの育成や、子育てネットワークづくりなど、地域での子育て環境づくりも進めています。

多くの児童センターでは、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を実施していますが、楽田児童センターで実施する児童クラブの実施場所を、楽田小学校内に移転することとしました。これに伴い、空室となる楽田児童センターの2階を、有効活用する必要があります。

有効活用するにあたり、外国籍の子どもが多く居住するという楽田地域の特性と課題に対応しながら、児童センターの設置目的にも合致しなければなりません。

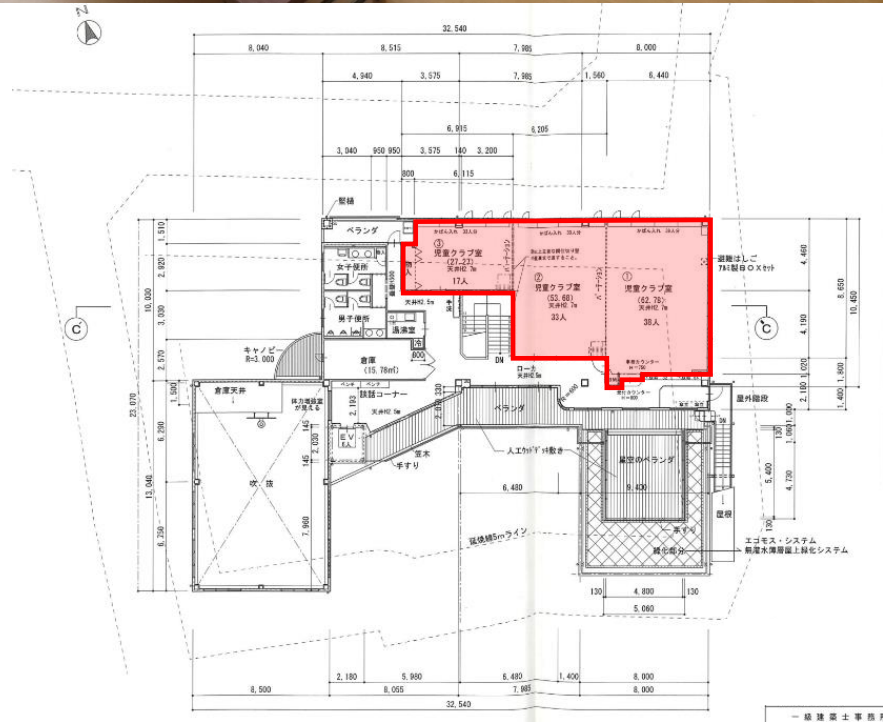
そのため、民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に活用することで、行政だけの検討では成し得ない、有効活用と地域課題の早期解決を目的として、広く民間提案を募集するものです。

## 2. 提案募集案件

この要項で提案募集する案件は以下のとおりです。

No.	案件名	所在地	想定する事業区分
1	楽田児童センター2階 (児童クラブ室)	犬山市字裏之門 55 番地 1	建物の利活用
用途		児童厚生施設	
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て	
面積		143.73㎡(児童クラブ室) ※2階延べ床面積280.79㎡	
法令等に基づく主な制限	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第1種住居地域	
	建ぺい率	60	
	容積率	200	
防火指定		-	
接道状況		北側:市道楽田東345号線(幅員約5m) 西側:市道楽田東124号線(幅員約4m)	
給排水等設備の状況	電気	あり	
	上水道	あり	
	下水道	あり	
	ガス	なし	
公共交通機関	名鉄楽田駅 徒歩3分		
位置図等			

その他  
(写真・図面等)



特記事項

- ・提案による利用開始は、令和4年4月1日からとする。
- ・占有場所は児童クラブ室(上記図面の赤色の箇所)に限る。倉庫を除く2階(廊下、談話コーナー等)は、共用部として利用することは可能とする。
- ・原則、事業者側において、利用スペースを改修することは認めない。
- ・年間の施設使用料は、676,130円、1か月あたりの使用料は、約56,345円。
- ・上記使用料のほか、利用に応じて光熱水費を徴収する。
- ・駐車場を利用する場合は、提案事業の採択後に協議する。

### 3. 提案要件

#### (1) 提案内容の要件

提案内容は、楽田児童センター2階の利活用に関するものとし、以下の条件を付します。

##### 提案条件

- ①対象の施設は、児童福祉法に規定する児童厚生施設である。そのため、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする内容や、地域での子育て環境づくりを目的とする内容とする。
- ②対象の施設は、外国人の子どもが多く居住する地域に位置している。そのため、地域課題の解決に向けた事業として、多文化共生事業を推進する必要がある、15歳以下の外国人を対象とする学習支援や放課後の居場所づくり、外国人親子への生活習慣等の指導・支援を含む内容とする。
- ③提案内容は、実施し得るに足る実績がある事業であること(提案者にとって、全くの新規事業となる提案は認めない。)

#### (2) 資金調達方法・収益等

提案する事業は、原則として、市の新たな財政負担がないことが条件となります。

### 4. 参加資格要件等

#### (1) 提案者の参加資格要件

- ① 提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、民間提案制度の目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人とし、個人は除きます。
- ② 提案者は、本市との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

#### (2) 提案者の資格要件

提案者及び提案者の構成員は、次に掲げるいずれにも該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領(平成14年4月1日施行)に基づく

指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

③ 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次の各号いずれかに該当する者とする。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

④ 企画提案書の提出期限の日から提案事業の採択決定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤ 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(令和2年3月30日締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。

⑥ 国税及び地方税、社会保険料の滞納がない者であること。

## 5. 実施スケジュール及び応募方法

### (1) 実施スケジュール

No.	実施項目	日程
1	募集要項の公表	令和3年11月25日(木)
2	質問受付	令和3年11月25日(木) ~ 12月3日(金)
3	企画提案書の受付期間	令和3年12月6日(月) ~ 令和4年1月14日(金)
4	ヒアリング	令和4年1月下旬頃
5	提案事業の採択決定	令和4年2月中旬頃
6	詳細協議	令和4年2月下旬以降
7	事業化(使用許可)の決定	令和4年3月中旬までに決定

### (2) 質問受付及び回答

#### ① 質問方法

事業に関する質問書(様式第1号)に質問内容を記載し、以下のところまで電子メールにより提出してください。なお、電子メールを送信する際の表題は、「楽田児童センター2階の有効活用に関する民間提案(事業者名)」とすること。

※ 電子メール送信後、担当者まで電話連絡し、受信の確認をお願いします。

犬山市役所 教育部 子ども未来課 児童担当 担当:青山、大洞  
・所在地:〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地  
・電話番号 :0568-44-0322  
・E-mail:030300@city.inuyama.lg.jp

## ② 受付期間

令和 3 年 11 月 25 日(木)から 12 月 3 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで。(ただし、土日・祝祭日を除く。)

## ③ 回答方法

「事業に関する質問」に対する回答は、質問者の同意を得た上で、本市ホームページで順次公表します。

## (3) 企画提案書等の書類提出

提案団体調書(様式第 2 号)、誓約書(様式第 3 号)、企画提案書(様式第 4 号)、提案団体状況表(様式第 5 号)及び関連事業実績一覧表(様式第 6 号 ※任意提出)に必要事項を記載し、必要に応じて関連資料も併せて各1部を次の方法により提出してください。

### ① 受付期間

令和 3 年 12 月 6 日(月)から令和 4 年 1 月 14 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで。(ただし、土日・祝祭日を除く。)

### ② 提出方法及び提出先

#### 7. 提出方法

郵送又は直接持参とします。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受付します。

#### 1. 提出先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地  
犬山市役所 教育部子ども未来課 児童担当 青山、大洞 宛

## 6. 提案事業の採否

### (1) ヒアリングの実施

提案事業の採否については、本市が設置する審査委員会において提案書やヒアリングを基に審査し決定します。なお、ヒアリングの日程等については別途通知します。



※ ヒアリングの時間は40分程度(提案者によるプレゼンテーション 20分+質疑応答20分)を想定しています。

## (2) 審査の視点

審査の視点は以下の項目となります。可能な限りすべての項目を網羅できるような提案としてください。

審査項目		視点
理解度	将来性	将来的に公民連携を広めていけるか。
	地域性	地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域福祉の充実を図れるか。
実現性 継続性	安定性・継続性	事業を十分に継続するための仕組みが整っているか。
	効果性	地域の課題に対して効果的な内容となっているか。
	安全性	子どもへの安全対策は十分か。
	法的適合性	事業化にあたって支障となる法令等の事項がないか。
	実績性	同様の事業の実績があるか。
独創性・その他		独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。
		提案者が事業実施者となった場合、事業を安定的に担う体制、能力を有しているか。
		行政が実施するよりもスピード感を持って地域課題の解決を図ることができるか。
		行政が実施するよりも市民サービスの向上が図られる工夫があるか。

## (3) 提案事業の審査、採否決定と公表

民間提案を審査し採否を決定し、市のホームページ等で公表します。審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ① 採用(一部採用):民間提案を採用し、提案者を事業実施者と判断した場合
- ② 不採用:提案内容が事業化に適さない、又は事業実施者として適しないと判断した場合

## 7. 事業化までの手続き

採用された提案事業の提案者との契約締結までの手続きについては、次の手順で行います。

### (1) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①から③までの書類を各々2部(正本1部、副本1部)、を提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。

※ 副本はコピー可とします。

- ① 法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
- ② 納税証明書又は未納が無いことの証明書(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
- ③ 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書

### (2) 事業化・契約締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と「詳細協議」を進めます。なお、協議が整わない場合は無効とします。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と「契約(随意契約)」を締結します。

## 8. 留意事項

### (1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

### (2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

### (3) 情報公開

犬山市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

### (4) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

#### (5) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、**提案辞退届出書(様式第7号)**を提出すること。

#### (6) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

### 9. 問い合わせ先及び提案書提出先

#### (1)民間提案制度に関する問い合わせ

犬山市役所 経営部 経営改善課 契約・資産活用グループ

- ・所在地:〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
- ・電話番号 :0568-44-0301
- ・E-mail:011000@city.inuyama.lg.jp

#### (2)本案件に関する問い合わせ及び提案書提出先

犬山市役所 教育部 子ども未来課 児童担当 青山・大洞

- ・所在地:〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
- ・電話番号 :0568-44-0322
- ・E-mail:030300@city.inuyama.lg.jp